

定住自立圏構想について

市民クラブ
増山 裕司

問 総務省が全国各地で進めている定住自立圏制度の概要について伺います。

答 定住自立圏構想は本格的な人口減少と少子高齢化社会の進展により、地方圏の人口流出を食い止めるため、地方圏での人の流れを創出するという観点で中心市と連携する市町が1対1の協定を締結し、互いに連携協力することにより圏域全体の活性化を図ることを目的としています。

問 定住自立圏の将来像や協定に基づき定住自立圏共生ビジョンを策定し、特別交付税による一定の財源措置が行われます。

問 中空知5市5町における検討内容について伺います。

答 昨年5月の中空知広域市町村圏組合（滝川市・砂川市・若別市・赤平市・歌志内市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・雨竜町）の理事会（各市町長）で勉強会を立ち上げ、事業ごとに7つの検討部会で既存事業24項目の整

理を行いました。

そして、圏域の医療、交通、産業等を総合的に考慮し、滝川市と砂川市による複眼型中心市で取組むこととされ、重点事業4項目（医療連携強化事業・地域防災連携事業・鳥獣被害防止対策事業・地域人材育成事業）をまとめて、10月の理事会で5市5町による定住自立圏構想の推進について合意されました。

問 進捗状況について伺います。

答 1月中旬には滝川市と砂川市の複眼型による中心市宣言を行うような準備を進めています。



移住定住について

新風会
多比良和伸

問 第6期総合計画「住環境の整備」の中で、多様な住宅ニーズに対応できるまちづくりとして移住定住の推進とあります。

この取組みを通じ空き家の活用や定住人口、交流人口の増加に向けた取組みを進め、中間目標として平成27年で6人、平成32年で12人とあります。これまでの実績と今後の対策について伺います。

答 実績としては、平成23年、24年度に2名ずつ、合計4名です。

問 今後も、移住希望者に対し調査したアンケートや名簿を活用し、お試し暮らしを通じ移住定住に結びつくよう取組みます。

答 全国的にシーズンステイの需要が増えていきます。2棟しかないお試し暮らし住宅です。シーズンステイ目的を敬遠してきた経過がありました。交流人口を増やすという意味では受け入れても良いのではないかと。また、空き家や空きアパート、少年自然の家や旅館等を活用し、間口を増やす取

組みが出来ないのか伺います。

答 他地域を見ますと、マンション等も活用し、交流人口を増やす取組みをしています。砂川市にはそういった受け皿がないわけですが、今後は中古住宅や、空きアパートへの働きかけもしていき、受け皿確保に努めます。

問 若い方の移住のニーズとして、就職とのマッチングを希望されている現状がありますが砂川市の取組みを伺います。

答 就職とのマッチングまでは出来ていないのが現状ですが、今後はそれらも取組んでいきたい。



お試し暮らし用住宅

中心市街地の活性化について

新風会

水島美喜子

政府の「新たな米政策」と市内農家への影響

日本共産党

土田 政己

問 まちなか集客施設として8月にオープンしたSuBACo(スパコ)の目的達成に向けた具体的な取り組み、催し物や展示について、また、周知方法について伺います。

答 スパコは、商店情報の発信の柱に、展示スペースなどを併設し、消費者満足の向上を図り、まちなかへの集客と回遊を促すことを目的とし、現在20件以上の商店が積極的にチラシ・割引券などを作成し、「木箱商店会」と名付けたコーナーでPR、また消費者協会や他の団体も各種情報発信に努めているところです。

催し物や展示につきましては「千人踊り展」、「小学生の夏休み作品展」、「ピノッキー展」、「市民文化祭プレ展示」、「ハロウィンディスプレイ」、「朝日商店街六十年の歴史を綴ったDVD放映等、楽しんで頂ける様々な企画を催しています。

周知方法については、広報すながわ、市内26箇所にポスター掲示、商店の割引券付きチラシの配布、

フェイスブックによる情報発信に努めています。

問 消費者ニーズをふまえた取り組みについて伺います。

答 商店街の活性化のためには、市内外を含めいかに消費者の皆様にご喜んでいたただけるかが、大切なことです。

そこで、スパコに訪れていたいただいた皆様などに聞き取り調査をし、そのご意見を中心市街地活性化に反映し、まちなかの賑わいに繋げられるよう積極的に周知にも努めていきます。



SuBACo「木箱商店会」

問 今回、政府が決定した「新たな米政策」の主な内容について。

答 「新たな米政策」の主な内容ですが、現在、国が米の需要見通しを定め、それを基に全国及び各都道府県の米の生産数量目標を設定していますが、5年後を目的に行政による生産数量目標の配分に頼らなくても、生産者や集荷業者・団体が中心となって、生産が行えるような見通しとされています。

これに伴い、経営所得安定対策の交付金額が見直され、米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家に対し、10a当たり1万5千円を交付する「米の直接支払交付金」は、平成26年産米から10a当たり7千500円減額され、平成30年産米から廃止されます。

問 この「米政策」による市内の農家に及ぼす具体的影響について。

答 経営所得安定対策の影響額は、平成24年度の実績を基に試算しますと、「米の直接支払交付金」で10a当たり1万5千円から7千500円に

減額されることにより3千262万9千円の減、「畑作物の直接支払交付金」では、「ソバ」数量支払いが1俵平均1万5千200円から1万3千300円に減額されることにより840万6千円の減となります。

さらに平成27年度から「畑作物の直接支払交付金」の交付対象者が認定農業者、集落営農、認定就農者に限定されることにより3千494万9千円の減など、減額分の合計では7千658万4千円で、平成24年度の経営所得安定対策に比べ約34・3%の減額となります。

